

徳島県規則第十二号

徳島県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 徳島県情報公開条例施行規則（平成十三年徳島県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十一条」を「第二十七条」に改める。

第十二条の見出し中「徳島県情報公開審査会」を「徳島県情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同条中「第二十一条第二項」を「第二十三条第二項」に改め、同条第一号中「」の下に「第九条第三項の規定により読み替えて適用する同法（以下「読替え後の行政不服審査法」という。）」を加え、同条第二号中「行政不服審査法」を「読替え後の行政不服審査法」に改め、同条第三号中「行政不服審査法」及び「同法」を「読替え後の行政不服審査法」に、同条第二項の規定による」を「第二項に規定する」に改め、同条第五号中「行政不服審査法」を「読替え後の行政不服審査法」に改め、同条第六号中「徳島県情報公開審査会」を「徳島県情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第十三条（見出しを含む。）中「第三十一条」を「第二十七条」に改める。

第十四条中「第三十四条」を「第三十一条」に、「徳島県報に登載して」を「インターネットの利用その他の適切な方法により」に改める。

第二条 徳島県情報公開条例施行規則の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第二項第二号及び第三号並びに」を「第二条第二項第三号及び」に改める。

第二条（見出しを含む。）中「第二条第二項第二号」を「第二条第二項第三号」に改める。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第十四条中「第三十一条」を「第二十九条」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。